

特例措置に基づく変更契約金額（請負代金額）の算定について

1 特例措置の対象となる工事及び委託業務

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事及び委託業務のうち、旧労務単価等の適用により設計した工事及び委託業務契約

2 変更契約金額（請負代金額）の算定方法について

変更後の契約金額（請負代金額）については、次のとおり算出します。

$$\cdot \text{変更後の契約金額（請負代金額）} = P（新） \times K$$

この式において、P（新）及びKは、それぞれ次のことを表すものとします。

P（新）＝新労務単価等及び当初契約時の物価により積算された設計額

K＝当初契約の落札率